

## 亥鼻公園集会所 利用受付規程

(適用)

第1条 本規定は、亥鼻公園集会所（以下、「本施設」という。）の利用受付に適用します。

(利用日)

第2条 本施設の利用日は、年末年始（12月29日～1月3日）以外とします。

(利用時間)

第3条 本施設の利用時間は、午前9時～午後5時とします。

(利用料金)

第4条 本施設の利用料金は次のとおりとします。

午前9時～午後0時 1,300円

午後1時～午後5時 1,740円

午前9時～午後5時 3,040円

(受付日)

第5条 利用申込みは事前受付とします。申し込みの受付は、利用希望日の属する月の6か月前の1日から利用希望日の前日までとします。

(申込み方法)

第6条 申込み場所は本施設とします。先着順に受け付けます。

受付時間 午前9時から午後4時30分

(2) 申込みは電話でも仮申込として受け付けることとしますが、正式な申込は、前項のとおり、本施設に申請書の提出が必要です。

電話番号 043-224-7428

(3) 土日祝日については、月2回まで予約が出来ます。ただし希望日の1ヶ月前には追加の予約ができません。平日は制限なく予約が出来ます。

(優先利用)

第7条 公的機関やそれに準じる団体の利用、地域団体・文化振興に資する団体の利用、公的機関の後援・協賛する事業による利用を優先して、一般申し込みを受け付けない場合があります。優先利用回数の限度は市と協議して定めます。

(予約状況の公表)

第8条 予約状況は、ホームページで公表します。

(利用排除)

第9条 暴力団関係者の利用、宗教活動、政治活動、公園管理者及び指定管理者の同意のない商業活動、その他公序良俗に反すると判断される場合は、利用申込みを受付けません。

附則 この規程は、平成23年5月1日から適用します。

附則 この規程は、平成24年2月1日から適用します。

附則 この規程は、平成26年4月1日から適用します。

附則 この規程は、平成28年4月1日から適用します。

附則 この規程は、令和3年4月1日から適用します。